

# 宮城県スケートリンクの利用方法に関するガイドライン

令和4年1月1日  
宮城県アイスホッケー連盟  
競技事業委員会  
アイスリンク仙台  
ベルサンピアみやぎ泉

宮城県のスケートリンクの利用方法等に関して、宮城県アイスホッケー連盟においては、活動拠点となる「アイスリンク仙台」及び「ベルサンピアみやぎ泉」と協議し、当ガイドラインを策定致しました。基本的には、両リンク共通の注意事項によって運用していきませんが、若干各リンクに対応した内容を設定しておりますので、ご確認くださいませよう願いたします。

このガイドラインは、[利用上の注意]、[利用の不許可]の構成で、活動における怪我、事故の予防として位置付けて策定しておりますが、ガイドラインの内容に著しく反する団体等見受けられた場合は、利用をお断りする場合がありますので、予めご理解いただきますようお願いいたします。

今後も、様々な状況を踏まえつつ、定期的にガイドラインの見直し及び更新をまいりますので、皆様のご理解、ご協力をよろしく願いたします。

<ガイドラインに関するお問い合わせ先>  
宮城県アイスホッケー連盟事務局  
〒981-3116  
宮城県仙台市泉区高玉町9-2  
アイスリンク仙台内  
mail: [miyagi.ihf@gmail.com](mailto:miyagi.ihf@gmail.com)

〔利用上の注意〕

下記の項目をチーム内で共有、徹底し活動すること。

1. スケートリンク利用の際は、必ず利用終了時間を厳守するものとする。また、各種手続きが必要な場合（申込書等）は、各チームで予め準備し対応すること。
2. スケート靴、防具、その他荷物、貴重品等は各団体にて管理徹底し、施設側（アイスリンク仙台、ベルサンピアみやぎ泉）は、その責任を負わないものとする。
3. 救急箱を含む備品は、必要に応じ、各団体がその準備をするものとする。
4. 場内設備、備品等の破損については破損させた団体の責任において修理実費を負担するものとする。
5. 氷上での飲食及び場内での飲酒は一切禁止とする。また、喫煙に関しては、施設のルールに従うこと。（禁煙スペースでの喫煙等注意すること）
6. リンクサイドで着替える際は、他の団体（ジュニア、フィギュア団体等）へ不快を与えないように考慮すること。（更衣室を利用する等の配慮）
7. 各団体は、集合場所やミーティング場所、ウォームアップ等によりスケートリンク場外を利用する場合（駐車場含）は、近隣住民、他の施設利用者等の迷惑になってはならない。また、事故防止に最善の注意を払い、団体責任者においてはこれを徹底させる義務を有するものとする。  
※アイスリンク仙台の場合、共有スペース・カインズホーム南側駐車場でのウォーミングアップ・ストリートホッケーを禁止とする。
8. 氷上以外（場内外敷地、駐車場等）でのスティック及びパックの使用は一切禁止とする。
9. 利用時間終了後、直ちに整氷作業に入る為、必ず利用終了時間までに氷上サイドの氷のホーキング作業、ゴールの撤去を完了させることとする。
10. 整氷作業中（中間ザンボ）は、安全確保、事故防止の為、ゴール移動をされる方以外のリンク内への入場はしないこととする。
11. 安全上の理由により、整氷車が完全に氷上から上がり、扉が閉まるまで、貸切利用者が氷上に上がることを、及びパックや物を投げ入れることを禁止する。また、整氷車が氷上内にある間は、貸切利用者がフェンスの上に物（上着、その他）を置くことも禁止する。
12. アイスホッケー利用の場合、パックによる事故、ケガの危険防止の為、設置している防護用ネットは、必ずフックでしっかり閉めた状態で利用すること。
13. 当施設の備品類（放送機器・電光掲示板・操作盤）に不具合が発生した場合は、当施設の係員まで報告すること。
14. ゴール、コーナーマットの準備片付けは利用団体が責任をもって、丁寧に扱うものとする。特に、終了時の片付けにおいては、次の団体の為の限られた製氷時間の都合上、

速やかに行うものとする。

15. 利用終了後は速やかにスケートリンク施設内から備品類・荷物等を片付け、退出すること。
16. 衛生管理の為、場内のゴミ箱の設置はなしとする。各団体が持ち込まれたゴミは、それぞれ責任をもって持ち帰ること。ただし、設置されているゴミ箱の利用(空き缶等)は、可とする。  
※アイスリンク仙台の場合、ビニールテープ・ブレードテープ等ゴミはゴミ箱へ捨てること。
17. 氷上、リンクサイドに唾、ドリンク類を吐かないこと。
18. スケートリンク施設内すべてのコンセントは使用禁止とする。  
※アイスリンク仙台の場合、ラウンジで開放しているコンセントは使用可とする。
19. 本ガイドラインの内容に著しく反する団体は、利用をお断りする可能性があるものとする。

#### [利用の不許可]

利用を受けようとする者が、次のいずれかに該当するときには利用を不許可とする。

1. 利用の目的または内容が公の秩序または善良な風俗に反すると認められる場合。
2. 利用の内容または方法が施設及び設備若しくは用具を毀損する恐れがあると認められる場合。
3. 施設の管理上必要があると認められる場合。
4. 危険物、悪臭のするもの、その他、他の利用者が迷惑するような物品を持ち込む恐れがある場合。
5. 他の利用者が迷惑するような服装または行為をする恐れがある場合。
6. 飲食物その他の物品を販売、または陳列をしようとする場合。
7. 暴力行為等を起こす可能性のある団体及び集団。
8. 麻薬等の薬物を服用していると思われる者や喫煙、飲酒をする未成年者。
9. 他人に迷惑を及ぼす恐れのある者。
10. その他法律に違反している者。
11. 酒気を帯び、錯乱状態の者。
12. 当施設の管理運営上支障があると認められるとき。
13. 当施設の利用目的が当施設の運営目的とかけはなれた使用を希望する者。
14. 本ガイドラインを守らない者。